

○朝霞市総合振興計画審議会条例

昭和45年3月12日条例第7号
改正 平成2年12月27日条例第28号
平成7年3月28日条例第5号
平成18年12月25日条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合振興計画に関し、必要な調査及び審議を行うため、朝霞市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市の議会の議員

(2) 市の教育委員会の委員

(3) 市の農業委員会の委員

(4) 市内の公共的団体等の役員及び職員

(5) 知識経験を有する者

(6) 公募による市民

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 委員が属する部会は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(幹事)

第9条 審議会に、必要な調査及び資料の収集を行うため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて、会務を処理する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、政策企画室において処理する。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年条例第28号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第5号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第41号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。